保険・年金だより

■国民健康保険税

平成17年度の国民健康保険税納税通知書を8月初めに送付します。この通知書は、40歳以上64歳までの方については、医療保険分と介護保険分をあわせたものとなっています。

▼医療保険分①所得割額→平成17年度課税標準額の5・2％②資産割額→平成17年度固定資産税額の13％③均等割額→被保険者一人につき23,000円④平等割額→一世帯につき1,200円※課税限度額53万円

▼介護保険分（40歳から64歳の方）①所得割額→平成17年度課税標準額の0・9％②資産割額→平成16年度固定資産税額の3・8％③均等割額→被保険者一人につき7,000円④平等割額→一世帯につき1,200円※課税限度額8万円

医療保険分と介護保険分のそれぞれ①から④の合計が年間の保険税で、年により金額が変動します。

納付期限第1期8月31日、第2期9月30日、第3期10月31日、第4期11月30日、第5期12月28日、第6期2月28日です。

問合せ保険年金課保険年金係

■保険税等の納付は便利な口座振替で

納税通知書にはがきでの口座振替依頼書を同封します。必要事項を記入し、郵便ポストへ投函していただくだけで手続きができます。

問合せ収納課収納係

■高額な医療費は一部払い戻しされます

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分は高額療養費として払い戻しされます。自己負担限度額、計算方法は70歳未満の方と70歳以上の方で異なります。

また、同じ世帯で高額の自己負担が複数あった場合には、合算されます。該当する方には、はがきでお知らせします（通常、医療機関にかかってから約3か月後ですが、それ以上かかることもあります）。自己負担限度額は住民税の課税状況によって変わります。

なお、著しく高額な医療費のため支払が困難な場合に限り、高額療養費資金貸付の制度がありますので、ご相談ください。

申請に必要なもの①はがき②認め印③医療機関の領収書

申請場所保険年金課保険年金係

■国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの高齢受給者証は、有効期限が7月31日までです。8月1日からお使いいただく高齢受給者証は、負担割合の見直しを行ったうえで、7月下旬に送付しますが、この更新に合わせ「一定以上所得者＝2割負担」の判定基準が変わります。一定以上所得者は、医療機関にかかったときの一部負担金が2割になるほか、高額医療費の自己負担限度額が異なります。

一定以上所得者の判定基準（平成17年8月から）

課税所得145万円以上の方で、高齢者が2人以上の世帯は収入が621万円以上、高齢者が1人の世帯は収入が484万円以上

問合せ保険年金課保険年金係

■老人医療受給者証の負担割合の見直しについて

老人医療受給者証をお持ちの方は、医療機関で受診される際、前年所得に応じて、医療費の1割または2割を負担していただいています。平成16年中の所得により、8月1日からの負担割合を判定します。負担割合が変わる方には、変更後の負担割合の老人医療受給者証を7月末までに郵送します。

◇2割負担となる方で次に該当する場合は7月中に市から郵送される「基準収入額適用申請書」により申請すると1割負担となります。

▽70歳以上で老人医療受給者証の交付を受けている方の前年の収入合計が2人以上の場合621万円未満、1人の場合484万円未満である方。※8月1日から老人保健法の一部が改正され、次のとおり所得及び収入の基準が変わります。

『2割負担』課税所得145万円以上

『1割負担』（2人以上の場合）収入621万円未満、（1人の場合）収入484万円未満

問合せ保険年金課老人医療係

■介護保険料

介護を必要とする時に誰もが安心してサービスを利用できるよう、みんなで保険料を納めましょう。

保険料介護保険料は、65歳以上の方から徴収する1号保険料と、40歳～64歳までの方から徴収する2号介護保険料分の2種類があります。2号介護保険料分は、加入している医療保険（国民健康保険、社会保険など）の保険料または保険税に合算されています。

65歳以上の方は、本人と同一世帯内の方の前年における総所得金額に応じて、年間の保険料は右下の表のとおり個人ごとに決まります。

65歳以上の方の平成17年度の介護保険料

所得段階	対象者	計算方法	保険料
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.50	20,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.75	30,400円
第3段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	基準額×1.00	40,600円
第4段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	50,700円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.50	60,900円

納付8月初めに通知書を送付します。納入通知書で納める「普通徴収」と受給されている年金から天引きする「特別徴収」とがあります。「普通徴収」で口座振替を利用されている方には額の通知のみ送付します。

※平成16年度中に65歳になった方や福生市に転入された方で年金を受給されている方は、平成17年9月分までは普通徴収、10月分からは特別徴収となります。

納付時期普通徴収は国民健康保険税と同じく年6回、特別徴収は年金支給月（4・6・8・10・12・2月）です。

問合せ介護福祉課介護保険係

■障害基礎年金を受けている方は7月29日までに「現況届」の提出を忘れずに！

①20歳前の病気やケガによる障害基礎年金をうけている方

②障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

この届けは、8月から平成18年7月までの1年間、年金が受けられるかどうかを決定する大切な手続きです。社会保険事務所からこれらの年金を受給されている方へ届出用紙が郵送されますので、必要事項を記入のうえ、保険年金係へ提出してください。

問合せ保険年金課保険年金係

募集

■作業パートタイマー

募集人員1名

雇用期間9月1日～12月31日

勤務時間週4日午前8時30分～午後4時30分

勤務内容土木・公園作業等

試験の方法面接（8月中旬予定）

■輝き市民サポートセンター嘱託員

募集人員若干名

雇用期間9月1日～平成18年3月31日

勤務時間月90時間程度

勤務内容受付・相談・管理業務等

受験資格ボランティア活動に関心のある方でパソコン操作のできる方

試験の方法面接（8月中旬予定）

申込みいずれも①7月25～29日の間に、本人が履歴書（写真貼付）を持参のうえ直接、文書職員課人事係（市役所本庁舎2階）へ。②電子申請による申込みは福生市ホームページをご覧ください。トップページ右上にあります。

「バリアフリー」の推進にご協力を

市では、平成16年度に作成した「福生市バリアフリー推進計画」に基づき、市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまちを目指し、バリアフリーを推進しています。

○施設等のバリアフリー

道路、公園、建物、駅等のバリアフリーを進めています。また、不特定多数の市民が利用する民間の事業所や店舗等の新設・改修には、都の条例によりバリアフリー整備の努力義務が課されています。高齢者、障害者の方々に配慮し、事業者の皆さんのご協力をお願いします。

○心のバリアフリー

差別やいじめをなくし、すべての人が不安なく自由に行動し、活動できる社会の実現にご協力をお願いします。

○迷惑行為防止等のお願い

▷自転車等の路上放置はやめましょう。
▷物品、看板等の路上放置はやめましょう。
▷植栽等は、歩道へ、はみ出さないようにしましょう。

■平成16年度に実施した主なバリアフリー関連事業

▷福生駅バリアフリー事業（駅構内エレベーター・誰でもトイレ設置に対する事業費補助）
▷市道幹線Ⅱ－5号線改良事業（柳通り歩道拡幅）
▷市営福生駅西口駐車場立体化整備事業（だれでもトイレ設置）
▷みずくらいど公園便所改良事業
▷福生第二小学校・福生第五小学校便所改良事業

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当

市役所は8月6日㈯七夕期間中のため開庁しません**問合せ**企画調整課企画調整担当